

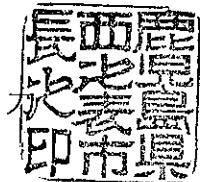


西建第49号

平成19年5月7日

国土交通省道路局長様

西之表市長 長野



中期的な計画の作成にあたっての意見について（回答）

このことについて、別添のとおり回答いたします。

中期的な計画の作成にあたってのご意見について [今後の道路政策や道路の整備・管理について]

1. 重点化を進める上で特に優先度の高い政策

- ① 国道・県道の主要幹線を接続する道路の整備
 - ② 地域集落と市街地を結ぶ特に交通量が多い道路の整備
 - ③ 通学路を主とした、歩道設置を含む道路の整備
 - ④ 日常生活と密接に関連した道路の整備
- ※ ①②③④について、特殊改良1種及び4種事業で道路整備を行っていきたい。

2. 効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

- ① 道路の建設にあたって、工法の選定や新技術の活用を行いコストをもっと減らす努力をする。
- ② 長期間の一路線道路建設にあたっては、途中段階で事業の必要性をチェックするなどをして、事業を検討する。
- ③ 道路の整備計画において、現交通量、計画交通量を考慮して、地域住民が生活に最低必要な道路づくりを積極的に進める。

3. その他、道路政策や道路の整備・管理全般に関するご意見

- ① 現在農林水産省で実施している農地・水・環境保全向上対策共同活動支援交付金事業(地域で維持管理を行う)を国土交通省でも取り入れてもらいたい。
- ② 特定交通安全施設等整備事業「視距の改良」において、未改良区間を含めた採択をしてもらいたい。
- ③ 特殊改良1種及び4種事業の積極的な採択をしてもらいたい。
- ④ 今後地方への補助事業の採択が厳しくなるなか、現道舗装の維持管理が、今後ますます重要になるため維持管理的な補助事業を進めてもらいたい。

事 項	採 択 基 準
(7) 特殊改良1種事業	<p>事業着手からおおむね4年以内に完成することを目標に整備する（沿道環境改善事業に該当するものを除く。）。ただし、北海道、沖縄、離島、奄美の事業に限る。</p> <p>(1) 道路改良の各号の一に該当する道路で局部的な線形等の不良のため交通障害となっている区間の除却、人家連たん区間等における植樹帯の設置等の小規模な改良を必要とするもので、1工区あたりの全体事業規模が10,000千円以上のものについて採択する。</p> <p>(2) 道路改良の各号の一に該当する道路について交通の障害となっている構造上的一部を除却するために行う突角（凹角、街角を含む。）の剪除、路床の改良、配水施設の整備または待避所の設置を必要とするもの。</p> <p>(3) 踏切道構造改良事業。</p>
(8) 特殊改良4種事業	<p>北海道、沖縄、離島、奄美の事業に限る。</p> <p>(1) （道路改良）の各号の一に該当する道路で車道幅員3.5m以上あり、かつ、日交通量がおおむね300台以上ある区間。</p> <p>(2) (1)に該当する道路について行う歩道のみの舗装。</p>
(9) 生活環境整備事業 (くらしのみちづくり事業)	<p>くらしのみちづくり計画地区内で行われる以下に該当する事業</p> <p>(イ) 一次改良事業</p> <p>(ロ) 一次橋梁整備事業</p> <p>(ハ) 一次舗装新設事業</p> <p>(ニ) 二次改築事業</p> <p>(ホ) 特殊改良1種事業</p>
(10) 橋梁補修事業	<p>(1) 永久橋で放置すれば落橋の恐れがあるので、次の各号の一に該当するもの。</p> <p>(イ) 耐荷力が低いもの。</p> <p>(ロ) 鋼部またはコンクリート部が腐蝕または破損しているもの。</p> <p>(ハ) 河状の変化による補強を必要とするもの。</p> <p>(2) 北海道の市町村道で、国道、道道の代替道路もしくは道道に準ずる重要な道路にかかる木橋で、特に緊急を要するもの。</p>
(11) 災害防除事業	<p>道路における高い切り取り及び盛土の斜面、又はトンネル等で危険な兆候をきたし、そのまま放置すると災害を惹起し、交通に支障を及ぼすおそれのあるもの。</p> <p>上記の事項(1)から(11)の採択基準に該当し、1路線あたりの全体事業規模が、(1)から(3)については500,000千円以上、(4)、(9)については30,000千円以上、(11)については20,000千円以上、または、1路線あたりの単年度事業費が(10)については、150,000千円以上、(5)、(7)、(8)については20,000千円以上のものについて採択する。（別に採択基準で限度額を定めているものを除く。また、特別立法に基づく整備計画に係わる事業を除く。）</p>
(12) 維持費補助事業	<p>沖縄の特殊事情により未買収となっている道路敷地のうち次の各号の一に該当するものの買収。</p> <p>(1) 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（第22条）に基づき整備を必要とする道路。</p> <p>(2) 市町村道一次改良事業の採択基準に掲げる(8)から(14)に該当する道路。</p>